

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

生活保護法改正2018

「後発医薬品使用の原則化」

－生活保護関係全国係長会議（2018年9月4日）資料から－

日医工医薬経営研究所（日医工MPI）

（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男

資料No.20180912-509



日医工株式会社

日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

生活保護関係全国係長会議（2018年9月4日）

生活保護関係全国係長会議資料

平成30年9月4日（火）

社会・援護局 保護課

厚生労働省は、2018年9月4日に都道府県の担当者に生活保護法等改正の具体的対応について説明を行いました。

本MPI資料ではこの会議資料をもとに「後発品使用の原則化」についてまとめました。

9月中に予定される通知発出までのツナギとしてご参考ください。

●後発品使用の原則化

医師が後発品の使用を認めた場合は「原則として後発医薬品が使用されること」

[例外（先発品を使用することもあり得る場合）]

- ・医療機関に在庫がない場合
- ・後発品が先発品よりも高価な場合

その場合「以降は後発医薬品を使用できるよう体制整備に努めること」とした

『…、医師等が後発医薬品の使用が可能と判断した場合は原則として後発医薬品が使用されることになることから、患者に対する使用促進指導は不要となるが、…（中略）…計画の策定を求めることになる予定である。…』

P6⑤

<施行日>

「後発医薬品使用の原則化」

→2018年（平成30年）10月1日

P6⑥

<通知>

「厚生労働省 社会・援護局 保護課長通知」（制度の運用）

→2018年（平成30年）9月中に発出予定

P6①

P6②

P6③

P6④

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※1等）

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援



2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定(生活保護法第34条第3項の改正)

医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

○後発医薬品使用割合は約7割となっている。

○地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見

○医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

生活保護関係全国係長会議資料から（2018年9月4日）

第1 生活保護制度の適正な実施等について

1 改正生活保護法の成立

平成30年2月に国会に提出した生活保護法改正案を含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」については、平成30年6月1日に可決成立、6月8日に公布されたところである（平成30年法律第44号）。
改正生活保護法の主な施行時期については、以下のとおりである。

（公布日（平成30年6月8日））※平成30年1月1日まで遡及適用

- ・進学準備給付金の支給（生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の5）

施行日

（平成30年10月1日）

- ・後発医薬品の使用原則化（生活保護法第34条第3項）
- ・資力がある場合の返還金債権の破産法（平成16年法律第75号）上の偏頗行為否認の例外化、同債権の保護費との調整（生活保護法第77条の2、78条の2）
- ・介護保険適田の有料老人ホーム等に係る居住地特例（生活保護法第10条第3項）

生活保護関係全国係長会議資料から（2018年9月4日）

第3 医療扶助・健康管理支援等について

1 後発医薬品の使用原則化について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%、2018年度までに80%を掲げている。

生活保護制度では、着実にその使用割合は増加しているところであり、平成29年6月時点で、医療全体よりも使用割合が高くなっている。しかしながら、さらに取組を進めるためには、運用ではなく制度的対応として、後発医薬品の原則化が必要との要望が出されていた。こういった状況を踏まえ、今般、生活保護法第34条第3項を改正し、生活保護制度においては、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することとしたものである。

後発医薬品の使用原則化については、平成30年10月1日に施行されるが、これに併せ、①「指定医療機関医療担当規程」（昭和25年厚生省告示第222号）、②「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）及び③「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保発第87号厚生省社会局保護課長通知）を改正し、また、④「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を廃止し、**新たな通知を発出することとしている**。それぞれの概要は下記の通りである。

①について

指定医療機関の医師等、また、指定医療機関である薬局の薬剤師について、医師等が後発医薬品を使用することができることと認めた場合について、**原則として、後発医薬品により医療の給付を行うことと定める。**

②について

次の事項について地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準として定める。

ア 一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品の使用を可能とする処方となされた場合は、下記の通りの取扱いとなるので、指定医療機関及び被保護者に対して周知すること。

- ・**原則として後発医薬品が使用されることとなること**
- ・**指定医療機関に在庫がない場合や、後発医薬品が先発医薬品よりも高価な場合は、先発医薬品を使用することもあり得るものであること（その場合、以降は後発医薬品を使用できるよう体制整備に努めること）**
- ・医師等が後発医薬品の使用を可能と判断しているにもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、指定医療機関において説明を行い、理解を求めること

イ 上記アの指定医療機関による説明を受けてもなお**先発医薬品の給付を希望する患者に対しては、福祉事務所においても、制度について改めて説明を行い、理解を求めること。**

③について

取扱いの細則について地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準として定める予定であること。

④について

「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（課長通知）」は廃止されるが、当該通知で策定を依頼している「後発医薬品使用促進計画」については、記載事項を変更して引き続き策定すべきことを新たな通知の中でお示しする予定である。今後は、医師等が後発医薬品の使用が可能と判断した場合は原則として後発医薬品が使用されることになることから、**患者に対する使用促進指導は不要となるが**、指定医療機関における在庫状況によって後発医薬品の使用状況に差が生じる可能性があることから、実態把握をした上で取組を進める観点から、**計画の策定を求めることになる予定である**。また、指定医療機関及び被保護者に対する制度周知の方法に関しては、既に保護課医療係より発出している事務連絡の通りであるので、添付している様式を参考に作成したリーフレットを使用する等により、適切に実施されたい。